

令和8年第1回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和8年1月27日(火) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 児島 靖

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 向 文緒

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

いきがい創生部長

教育総務課長

同 課長補佐

同 課長補佐

同 主査

同 主任

学校教育課長

同 主幹(教)

同 主幹(事)

同 指導主事

同 課長補佐

学校給食課長

文化財課長

野外教育センター所長

同 主幹

いきがい推進課長

図書館長

森本 邦博

塚本 滋

宮寄 英介

田之上 愛子

加藤 隆一

砂田 恭平

倉知 美香

前原 敦

梶田 英男

梶田 傑

湯浅 公

山崎 俊介

加藤 純也

北野 将好

神戸 明子

坂野 年伸

大野 利重

松田 健作

4 議 題

(1) 議案に対する意見について

(2) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

- (3) 春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- (4) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱について
- (6) 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (7) 令和8年度教職員定期人事異動について

5 報告

- (1) 令和7年第5回市議会定例会について
- (2) 令和8年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について
- (3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
- (4) 中部中学校リニューアル工事の工程について
- (5) 学校給食費の改定について
- (6) （仮称）下街道歴史ひろばの実施設計について

6 議事概要

教育長	本日の傍聴者はなし。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、浅井委員を指定。
教育長 (報告事項)	<p>冬休み中は、市内の小中学校関連で特に大きな事件や事故はなく、穏やかに3学期を迎えることができた。</p> <p>12月の定例会以降の近況について、12月26日には、中小文化連盟主催のジュニア・ミュージック・デーを市民会館で行った。昨年度から始まり、今年度で2回目であった。市内の小学校4年生から6年生39名が参加し、事前に自宅で練習してきた9曲の歌を舞台の上で、皆で合わせた。練習の最後には、一人ひとりが歌に対する思いを発表した後、演奏会形式で保護者の前で歌った。市民会館という大きな会場で歌うという素晴らしい体験になったと思う。</p> <p>1月12日には、二十歳の成人式を総合体育館で行い、2,319人の参加があった。大雪警報が早朝に発令され開催を心配したが、天気も回復し、大きな支障もなく、大変落ち着いた雰囲気の中で式典を行うことができた。</p>

1月14日から20日に「第53回けやきの子作品展」を文化フォーラム春日井1階の交流アトリウムで開催した。特別支援学級や特別支援学校の児童生徒の作品が展示され、多くの市民の皆さんに観ていただき、特別支援教育について関心、理解を深めてもらう場とすることができた。

1月26日の文化財防火デーに合わせて、1月22日に文化財防火訓練を密蔵院で行った。市消防本部、地元の消防団、神領保育園児、地域の方など約100名の方の参加があった。放水銃と消火器による初期消火の後、消防車が到着し、放水を行った。

今年も日本ICT教育アワードに応募し、優秀賞をいただいた。昨年度の文科大臣賞、一昨年度の会長賞に続き3年連続の受賞となった。今回受賞した内容は、「安心して学べる&安心して働ける環境整備 業務管理用端末の導入」である。10月より研究校9校で導入した教師用端末の授業中での活用の状況について発表した。来週2月3日に東京で表彰式がある。

今年に入ってからインフルエンザの状況について、冬休み明けの直後は落ち着いていたが徐々に増え始め、先週は市内9学級で学級閉鎖を行った。昨日からは急激に増加し、本日は市内21学級が閉鎖をしている。今後の大流行が心配される。手洗い、換気、十分な睡眠を取るよう各学校に指導していく。

教育長 「議題(7)令和8年度教職員定期人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長 議題(7)について、採決の結果、全員一致で「非公開」とし、「審議の順序を報告及び参考資料説明後にする」ことを決定。

教育長 1 議題

(1) 議案に対する意見について

教育総務課長 資料に基づき「議案に対する意見」について説明。

こちらは、令和8年第1回春日井市市議会定例会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたものであ

る。1 ページが市からの依頼文であり、3 項目について意見を求められている。

2 ページに令和 7 年度補正予算の概要を記載している。初めに、令和 7 年度春日井市一般会計補正予算第 10 号について、教育に関する事務に係る部分を説明する。本補正予算において、10 款教育費として、74 億 7,080 万円の補正予算を計上するものである。内訳は、令和 7 年度の国の補正予算に対応した 75 億 1,400 万円の増額と、部活動や地域クラブの指導員の人件費が見込みより少ないことによる 4,320 万円の減額で、差し引きで 74 億 7,080 万円となっている。

75 億 1,400 万円増額の内訳については、「1 校舎等小工事（小学校）」は、味美小学校外 35 校の体育館等空調設備設置工事として 25 億 8,000 万円、「3 校舎等リニューアル事業（小学校）」は、(1) 味美小学校校舎等リニューアル工事として 7 億 6,500 万円、(2) 篠木小学校校舎等リニューアル工事として 11 億 2,500 万円、(3) 白山小学校校舎等リニューアル工事として 13 億 2,000 万円、(4) 勝川小学校校舎等リニューアル工事として 7 億 7,700 万円、「4 校舎等小工事（中学校）」は、中部中学校体育館空調設備設置工事として 6,500 万円、「5 校舎等リニューアル事業（中学校）」は、(1) 東部中学校校舎等リニューアル工事として 4 億 1,100 万円、(2) 西部中学校校舎等リニューアル工事として 4 億 7,100 万円を計上する。いずれも令和 8 年度の工事分を今年度補正予算対応とし、財政措置するものである。なお、「2 財源更生」は、令和 7 年度に実施している理科室等の特別教室の空調設備設置工事について、国の補助金が措置されたことから、財政調整基金繰入金を財源としていた部分を国の補助金と市債とするものである。今回の補正予算について、継続費の追加として、勝川小学校及び西部中学校の校舎等リニューアル工事の年割額を 3 ページ記載のとおりとする。また、継続費の変更として、味美小学校校舎等リニューアル工事、篠木小学校校舎等リニューアル工事、白山小学校校舎等リニューアル工事、東部中学校校舎等リニューアル工事については、それぞれ令和 8 年度の年割額を 0 円とした上で、同額を令和 7 年度の年割額とし、予算額については、いずれも令和 8 年度に逡次繰越する。また、繰越明許費の追加として記載のとおりとし、予算額については令和 8 年度に繰り越しする。

続いて、令和8年度一般会計予算について説明する。5ページに令和8年度教育委員会予算について記載している。この表は、令和8年度教育費の歳出予算内訳である。教育費を1の教育総務費から5の学校給食費までの項別に区分し、当初予算額、構成比、令和7年度予算額との比較増減等を記載している。なお、4の社会教育費については、道風記念館費、社会体育費及び社会体育施設費を除いた額となっている。

令和8年度教育費の当初予算の総額は、115億1,034万4,000円で、前年度と比較して、3億9,049万3,000円の増額となっている。1項教育総務費は、22億5,729万円で、前年度と比較して、9,501万9,000円の増額となっている。増額の主な要因としては、人事院勧告に伴う人件費の増加によるものである。2項小学校費は、19億9,650万5,000円で、前年度から1億7,133万6,000円の減額となっている。減額の主な要因としては、校舎等の小工事費の減額や小学校給食費無償化による就学援助費の減額などによるものである。3項中学校費は、14億7,070万5,000円で、前年度から2億9,612万6,000円の増額となっている。増額の主な要因としては、中部中学校校舎増築工事の実施によるものである。4項社会教育費は、19億3,980万3,000円で、前年度から9,372万6,000円の減額となっている。減額の主な要因としては、鷹来公民館の大規模改修工事が令和7年度で終了したことによるものである。5項学校給食費は、38億4,604万1,000円で前年度から2億6,441万円の増額となっている。増額の主な要因としては、給食食材費の上昇や西部地区新調理場予定地の整備工事の実施などによるものである。6ページは令和8年度教育委員会予算における主要事業で、項別ごとの主要事業とそれぞれの予算額を記載している。

続いて、7ページ記載の「3 西部地区新調理場整備・運営事業契約について」説明する。令和11年度に開設予定の西部地区新調理場の整備・運営事業者について、令和7年11月にプロポーザルにより決定した優先交渉権者と今月末に仮契約を交わす。その契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。契約金額及び契約の相手方は資料に記載のとおりである。議決を経た後、仮契約から本契約となる。

向委員	6 ページの令和 8 年度教育委員会予算における主要事業で、予算額が 0 円になっているところは、事業がないのか、それとも他の要因によるのか。
教育総務課長	例えば、私立高等学校授業料補助については、国が満額で補助することになれば、市の補助制度自体は廃止することを検討しているため、今の時点では予算計上していない。国の状況に応じて、来年度に補正予算を組むこともある。その他予算額 0 円のものについては、事業を行わないものもあるが、予算の付け替えで 0 円になっているものもある。
向委員	行わない事業は何があるのか。
学校教育課長	一つは、土曜チャレンジ・アップ教室である。土曜日でのイベントとしては今回廃止を考えており、令和 8 年度は、夏休み期間中にサマー・スクールかすがいで子どもたちに体験してもらいたいと思っている。そのため、予算は放課後なかよし教室に移管している。また、教育研究所については、ICT活用教育研究開発と教職員研修に一部予算を振り分け、組み替えをしており、場所についての予算から、目的に振り替えた形になっている。
教育総務課長	中学校費の卒業記念品について、これまで中学校の卒業生に印鑑を配付していたが、今年度をもって終了する。
いきがい推進課長	社会教育費の公民館小工事については、昨年度鷹来公民館のリニューアル工事が終了し、また、他の公民館の小工事の予定も入っていないため、予算額 0 円となっている。
向委員	公民館の小工事などは、年度によってはあるので項目として残っているということか。廃止する項目を令和 8 年度予算における主要事業として挙げる必要があるのか。
教育総務課長	前年度との比較ということで挙げているが、令和 8 年度の主要事業というタイトルの中で予算額 0 円のを挙げるのは、わかりづらい面があったと思う。次回以降、表現を検討していきたい。

浅井委員	一般会計補正予算について、工事が早くなったということではないのか。
教育総務課長	工事が早くなったというわけではなく、補助金について、国が令和7年度で補正予算を組んで、自治体に対して決定をしていくという方針を出したため、令和7年度中に国に申請して、補正予算の決定を受けた上で、令和8年度に繰り越して実施していくということである。
教育長	採決の結果、全員一致で「意見なし」と決定。
教育長	(2) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
教育総務課長	<p>資料に基づき「春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則」について説明。</p> <p>春日井市教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しを行うため、規定を整備するものである。資料の3ページ、4ページは規則の改め文となっており、5ページ、6ページは新旧対照表となっている。第2条において、学校教育課の担当を「指導 学事」であったものを「学事 支援」に改めた上で、同条第2項において、学校教育課に属する室として、新たな学校づくり推進室を置くこととする。また、各課の事務分掌を定めている第3条の学校教育課の項に、第7号として「学校の適正規模・適正配置に関すること」を加えた上で、同条第2項として新たな学校づくり推進室の事務分掌は、第7号の「学校の適正規模・適正配置に関することと」するものである。また、第6条第1項の表の課の項の次に新たな学校づくり推進室を加え、職名として室長、室長補佐とした上で、職員の種類や、職務を記載のとおりとする。附則1に記載のとおり、この規則は令和8年4月1日から施行する。また、附則2においては、学校教育課で現在指導担当について勤務を命ぜられている職員は、支援担当に勤務を命ぜられているものとみなすと定めている。</p>
向委員	「指導」を「支援」という用語に変更する意図は何か。

教育部長	指導担当は主にスクールソーシャルワーカーである。実際の実務は保護者や子どもたちの支援であるため、「指導担当」という言葉は馴染まないのではないかという判断で今回変更している。
向委員	「学事」は明確であるが、「支援」というと誰を支援するのか、何を支援するのかわかりにくいと感じる。子ども家庭支援ということなのか。それとも教育支援なのか。
教育部長	時には家庭支援もあり得ると思う。教育支援も含めて、全般的な支援をスクールソーシャルワーカーが担っている。
向委員	「支援」の実務は、スクールソーシャルワーカーがするということか。学校の先生の教育を支援するわけではなくて、子どもや保護者を支援するということか。
教育部長	そのとおりである。
向委員	「指導」もあるのではないか。
教育部長	保護者や子どもたちからすると指導という名称は好ましくない。
教育長	指導主事による教師の指導は引き続き行っていく。
向委員	担当の順序を入れ替えたのも、「学事」の方がわかりやすいからか。
教育部長	「学事」の方が、学校教育の根幹のためである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(3) 春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
教育総務課長	資料に基づき「春日井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令」について説明。

春日井市教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しを行うため、規定を整備するものである。8 ページは改め文となっており、9 ページ、10 ページは新旧対照表となっている。改め文に記載のとおり、第2条第7号の「主幹 規則第6条第2項に規定する主幹をいう。」を「主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長及び同条第2項に規定する主幹をいう。」に改める。また、同条第9号については、「副主幹 規則第6条第2項に規定する副主幹をいう。」を「副主幹等 規則第6条第1項に規定する新たな学校づくり推進室長補佐及び同条第2項に規定する副主幹をいう。」に改める。これらの変更に伴い、第5条中の「主幹」「副主幹」という記載もそれぞれ「主幹等」「副主幹等」に改めるものである。施行日は、附則において令和8年4月1日と定められている。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

(4) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

いきがい推進
課長

資料に基づき「春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明。

「春日井市都市公園条例施行規則」が「春日井市立公園条例施行規則」に改められることに伴い、本規則において文言を変更するものである。12 ページの改め文に記載のとおり、第6条の3中「春日井市都市公園条例施行規則」を「春日井市立公園条例施行規則」に改める。施行日は、令和8年4月1日である。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

(5) 春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱について

いきがい推進
課長

資料に基づき「春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止する要綱」について説明。

10月22日開催の教育委員会定例会で可決いただいた春日井市松原学習センターを令和8年3月31日をもって廃止することに伴い、春日井市学習センター設置及び管理要綱を廃止するもので、施行日は令和8年4月1日である。

教育長 採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長 (6) 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について

学校教育課主幹(教) 資料に基づき「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施」について説明。

愛知県教育委員会から、令和7年12月11日付けで、令和8年度全国学力・学習状況調査の実施についての依頼があった。

17ページ及び18ページは、文部科学省からの依頼文であり、19ページから21ページは調査の実施の概要である。令和8年度は毎年行っている国語、算数または数学の調査に加え、中学校において、英語の調査がある。そのうち、中学校の英語と児童生徒質問調査は、端末を活用したオンライン方式で実施することになる。

令和8年度調査の主な特徴は、中学校の英語に関する調査をCBTで実施し、調査結果をIRTスコア等で示すこと、CBT・IRTの意義を最大限反映し、学力・学習状況が細やかにわかる結果の示し方をすること、これまで同様に、障がいのある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすることとなる。

本調査の実施日について、国語、算数、数学の調査は、令和8年4月23日(木)に行う。中学校の英語の調査は、聞く・読む・書くことについては、4月20日(月)から23日(木)までの間で、各校の希望を踏まえて、文部科学省が指定した日に実施することになる。話すことの調査については、当日実施校と期間内実施校に分かれており、春日井市では、1校が当日実施校に指定されており、4月24日(金)か27日(月)のどちらか文部科学省が指定する日に実施することになる。当日実施校以外の学校は4月28日(火)から5月29日(金)の間で、各校の希望を踏まえて文部科学省が指定した日に実施する。

児童生徒質問紙調査については、小学校においては4月24日(金)から5月8日(金)までの間に、また、中学校においては4

月 20 日（月）から 23 日（木）までの間で、各校の希望を踏まえて、文部科学省が指定した日に実施することになる。

調査の目的については、例年と変更はない。義務教育の機会均等とその水準の維持、向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立するということを目的としている。

調査の対象は、国公私立学校の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年の原則として全児童生徒である。

調査内容について、まず教科に関する調査については、問われる内容は、身に付けておかなければ後の学年等の学習に影響を及ぼす内容や実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識、技能等、また、知識、技能等を実生活の様々な場面に活用する力や様々な課題解決のための構想を立て、実践し評価、改善する力などで、このような内容を一体的に問われることになる。また、一定の割合で記述式の問題が出題される。なお、英語の話すことに関する問題の回答は、原則として口述式となる。また、質問調査においては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する内容が質問される。そして、学校における指導方法に関する取組や学校における人的、物的な教育条件の整備の状況等に関する学校質問調査も実施される。従来どおり、各学校にとって授業改善の参考となる資料が提供される。また、調査対象となる児童生徒には個人票として調査結果が渡され、その結果は学力の一部であるが、今後の学習の取組への参考になると思う。

教育委員会においては、調査結果を活用し、教育及び教育施策の改善に取り組む。また、各学校においては、児童生徒の全般的な学習状況の改善等に取り組むことができる。事務局としては、全国的な状況との関係において、春日井市や各学校の教育施策及び教育の成果と課題を把握し、その改善を図ることは大切なことと考えている。その結果を学習指導に有効活用できるのではないかと期待している。小中学校とも令和 8 年度も参加をお認めいただきたい。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

2 報告事項

(1) 令和7年第5回市議会定例会について

教育総務課長

資料に基づき「令和7年第5回市議会定例会」について説明。

令和7年11月の教育委員会定例会で審議いただいた教育委員会関係の令和7年度一般会計補正予算及び令和7年度一般議案として上程した春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、昨年12月16日に閉会した令和7年第5回市議会定例会において、原案のとおり可決されたことを報告する。

25ページから33ページは、令和7年第5回市議会の中で一般質問の中から、教育委員会関係についてまとめたものである。主な質問事項について報告する。

質問事項1は、ICTを活用した教育の今後と影響についてである。(1)は、出川小学校と高森台中学校に対する文部科学省による「情報の時間」の研究開発学校の指定は令和7年度で終了するが、今後の取組と他校への展開について問うもので、両校は、文部科学省から研究開発学校として指定を受け、情報活用能力を育成する「情報の時間」の研究に取り組んできた。研究開発学校の指定は、令和7年度で終了するが、これまでの4年間で得た成果をもとに、引き続き1人1台端末とクラウド環境を効果的に活用し、さらなる情報活用能力の育成に取り組んでいくこととしている。また、他校への展開については、市内全校にさらに水平展開していくため、引き続きこれらの学校の教員による他校への伴走支援や公開授業などを実施していくと回答した。(2)は、本市の学習モデルを採用し、本市が何らかのサポートをしている自治体があるのかを問うもので、令和6年度における本市の支援については、市教育委員会では任用している教育DX推進専門官が、全国の54の自治体から派遣の依頼を受け、本市のICTを活用した教育の取組について、講演や研修などを行った。令和7年度も、既に41の自治体から依頼を受け、支援しているところであると回答した。その他記載のとおり回答した。

質問事項2は、小中学校の給食費についてである。(1)は、現在の小学校の学校給食費に対する公費負担はいくらかを問うもので、令和7年度における小学校の学校給食費については、1食あたり

305 円のうち、245 円を保護者に負担いただき、食材費の高騰分である差額の 60 円を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して市が負担している。予算総額では、1 億 8,700 万円であると回答した。その他記載のとおり回答した。

質問事項 3 は、小学校・中学校の適正規模等の取組についてである。(1) は、令和 9 年度に過小規模になると推定される西山小学校の令和 7 年度から 12 年度までの新 1 年生の児童数及び児童推計と、その 1 年生が令和 13 年度から 18 年度までに鷹来中学校と松原中学校へ進学する人数を、また、(2) は西山小学校の状況に対する考え方と今後の取組を問うものである。(1) は記載のとおり回答している。(2) は過小規模校を優先に検討していくが、今後、過小規模校になると推定される全ての学校を同時に進めることは困難であり、まずは、将来全ての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の 5 つの中学校区における 17 校の小中学校を最優先に検討していくこととしている。西山小学校の適正規模等の検討にあたっては、現在、先行して取組を進めている 5 つの中学校区での検討の進展を踏まえながら、今後、アンケートや意見交換会などを実施する時期や手法について、適切に判断していくと回答した。その他記載のとおり回答した。

質問事項 4 は、学校の適正規模等に向けた取り組み状況についてである。(3) は、坂下中学校区において策定を進める基本方針に、統合に向けた具体的なスケジュールを記載する予定があるのかを問うもので、坂下中学校区における基本方針には、具体的な検討を進めるための考え方を記載することとしている。統合に向けたスケジュールについては、懇談会での意見を踏まえ、統合することとした場合は、統合に向けた計画を策定する予定としており、その計画の中で示していくと回答した。(4) は、坂下中学校区で開催した意見交換会の中で、今後、懇談会を設置するとの説明があったが、学校の統合に向けた検討を進めるにあたって、懇談会の役割や開催時期を問うもので、坂下中学校区における懇談会は、より具体的な議論を積み重ねていくために設置するもので、保護者や地域の代表者で構成することを考えている。開催時期については、令和 8 年度の基本方針の策定後に複数回開催し、傍聴ができるようにしていくと回答した。その他記載のとおり回答した。

質問事項5は、学校規模適正化（小中学校の統合）についてである。(3)は、学校規模適正化に向けては、地域との合意が必要と考えるが、合意までのプロセスを問うもので、学校の適正規模等を検討するにあたっては、保護者や地域の理解は欠かせないと考えている。最優先に取り組むこととしている5つの中学校区では、多くの意見を聞くため、これまでPTA役員との意見交換のほか、保護者や地域へのアンケート、学校ごとや中学校区ごとの意見交換会を実施してきた。今後も、地域の意見をしっかりと聞きながら、理解が得られるように、丁寧に取り組を進めていくと回答した。(6)は、学校規模適正化については、各学校の児童生徒数の推移や地域の特性などを考慮して、一律ではなく、地区の実情などを踏まえ、ケースごとに進めていくことが大切だが、市の考えを問うもので、それぞれの地域には成り立ちや歴史があり、地形やまちの構成、地域コミュニティの機能などは様々であることから、画一的に検討を進めるのではなく、地域の実情に応じて、丁寧に進めていく必要があると考えていると回答した。その他は記載のとおり回答した。

質問事項6は、小中学校の適正な規模等に関する意見交換会への要望である。(2)は、参加者が少なく、学校区全体の意見とは言えないと思うが、市の考えを問う。また、意見交換会の会場へ参加できない人のために、意見交換会へのオンライン参加や録画配信することについての考えを問うもので、意見交換会の開催にあたり、児童生徒の保護者へは、学校情報配信アプリのホーム&スクールを通じて知らせた。また、未就学児の保護者へは、公立保育園では開催案内のポスターを掲示するとともに、私立保育園や私立幼稚園では各園の連絡ツールを利用した。地域住民の皆様へは、区長や町内会長の協力により、回覧板で知らせた。開催した内容をわかりやすく伝える報告書の作成も考えている。引き続き、多くの方に関心を持っていただき、地域全体の気運が高まるように、工夫しながら取り組んでいくこととしていると回答した。その他記載のとおり回答した。

質問事項7は、大規模校、過大規模校への対応についてである。(3)は、現在、過大規模校である小野小学校と、大規模校である中部中学校について、どのような対応を考えているのかを問うもので、小野小学校については、今後、児童数が緩やかに減少し、過大規模から大規模へ推移すると推定しており、引き続き現在の校舎で

対応できるものと考えている。また、中部中学校については、生徒数の増加が見込まれ、過大規模で推移すると推定しており、校舎の増築で対応することとしていると回答した。その他記載のとおり回答した。

教育長 (2) 令和8年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程について

教育総務課長 資料に基づき「令和8年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程」について説明。

令和8年第4回から第12回までの教育委員会定例会の日程を資料のとおりとするので、ご予定いただきたい。なお、第8回のみ14時からの開催となるので、ご留意いただきたい。

教育長 (3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について

教育総務課長 別冊資料に基づき「小中学校リニューアル工事の設計概要」について説明。

資料の1ページに記載のとおり、令和7年度に設計を行った学校は、実施設計は勝川小学校、西部中学校の2校、基本設計は高座小学校、柏原小学校の2校の合計4校である。次にリニューアル工事について、市公共施設個別施設計画に基づき、劣化した設備等を内外装と一体的に改修し、目標使用年数まで施設の機能を維持させる大規模改修等を実施するとともにバリアフリー化を進めるものとなる。主な工事内容について、(1)内装、建具、空調配管、電気配線、給排水管等の劣化した設備の改修から(6)の駐車場の整備まで、記載のとおり実施していく。

実施設計について、初めに勝川小学校について説明する。施設の概要については、2ページに記載のとおりである。工事期間は、全体の工事期間は令和8年7月から11年3月までを予定しており、建物ごとの概ねの工事期間は表に記載のとおりである。北館は令和8年度から9年度まで、本館は10年度、体育館は8年度に空調工事、10年度にリニューアル工事、エレベーター棟は9年度に北館、10年度に本館を予定している。外構改修については、工事の進捗に合わせて実施する。仮設校舎は令和8年度に建設し、9年度から

使用を開始する。令和 10 年度末にはリニューアル工事の完了に合わせ解体する。パースについては、3 ページのとおりである。続いて、4 ページ及び 5 ページは校舎各階の改修前後の平面図で、左側が改修前、右側が改修後である。基本設計から教室配置の変更はない。6 ページは、仮設校舎の配置図及び平面図である。グラウンド内の北側に仮設校舎を建設し、北館西校舎と平屋の渡り廊下で接続する。1 階は普通教室 4 教室、2 階は特別教室と教材室を配置する。また、敷地北東にあるプールについては、工事中の駐車場を確保するためリニューアル工事に先行して解体し、工事後も引き続き駐車場として活用する。

次に西部中学校について説明する。施設の概要については、7 ページに記載のとおりである。工事期間は、全体の工事期間は令和 8 年 7 月から 11 年 3 月を予定しており、建物ごとの概ねの工事期間は表に記載のとおりである。南館は、令和 8 年度から 9 年度、本館と金工木工室は 9 年度、北館と武道場は 10 年度、体育館は 8 年度に空調工事、9 年度にリニューアル工事、エレベーター棟は 9 年度に南館、10 年度に本館、昇降口棟は 10 年度を予定している。外構改修については工事の進捗に合わせて実施する。仮設校舎は令和 8 年度に建設し、9 年度から使用を開始する。令和 10 年度末にはリニューアル工事の完了に合わせ解体する。パースについては、8 ページのとおりである。続いて、9 ページ及び 10 ページは校舎各階の改修前後の平面図で、左側が改修前、右側が改修後である。基本設計から教室配置の変更はない。11 ページは、仮設校舎の配置図及び平面図である。グラウンドの北側に仮設校舎を建設し、南館と平屋の渡り廊下で接続する。1 階は普通教室 3 教室と工事中の学校備品を保管する倉庫、2 階は普通教室 6 教室と特別教室を配置する。

次に高座小学校について説明する。施設の概要については、12 ページに記載のとおりである。今後のスケジュールは、令和 8 年度に実施設計、9 年度から 11 年度の 3 か年でリニューアル工事を実施する予定である。なお、リニューアル工事期間中に移動する教室を確保するため、仮設校舎を建設することとしている。13 ページは、改修前後の配置図で、左側が改修前、右側が改修後である。敷地の形状や児童の動線などを考慮して、仮設校舎はプールを解体した跡に建設する計画としている。工事完了後は、仮設校舎を解体するた

め、改修後の配置図では遊具等が置かれた状況となっている。続いて、14 ページ及び15 ページは、校舎各階の改修前後の平面図である。北館と本館に高低差があり同一平面で階数が異なるため、断面を中央に表示してある。北館2階が本館3階となるように段差のある土地の形状になっている。本館4階にある特別教室を北館3階及び4階に配置を変更している。保健室のある本館1階と特別支援学級のある本館2階及び3階には、車椅子も利用できるバリアフリートイレを新設し、エレベーターも本館に新設する。

次に柏原小学校について説明する。施設の概要については、16 ページに記載のとおりである。今後のスケジュールは、令和8年度に実施設計、9年度から11年度の3か年でリニューアル工事を実施する予定である。なお、リニューアル工事期間中に移動する教室を確保するため、仮設校舎を建設することとしている。17 ページは改修前後の配置図で、左側が改修前、右側が改修後である。建物配置に大きな変更はないが、本館の南側駐車場を拡張整備する。仮設校舎は、グラウンド内の東側に建設する計画としている。続いて、18 ページ及び19 ページは、校舎各階の改修前後の平面図で、左側が改修前、右側が改修後である。特別館にある特別教室を本館と南館に配置変更する。また、本館の中央トイレに各階バリアフリートイレを新設し、エレベーターを本館と南館に新設する。

高座小学校と柏原小学校については、基本設計の段階での概要となるため、詳細な実施設計を進める中で変更が生じる可能性がある。なお、この内容は、1月29日に開催予定の市議会福祉教育委員会で報告する。

- | | |
|--------|--|
| 河合委員 | 柏原小学校はプールを残すのか。 |
| 教育総務課長 | 授業でプールは使用していないが、今のところ取り壊す予定はない。 |
| 竹田委員 | 他の学校は駐車場にしたりしているが、特にその場所を使う目的がなく、取り壊すにも費用がかかるため残すということか。 |
| 教育総務課長 | そのとおりである。必要な場合は取り壊すが、そうでない場合は、費用面もあるため、残置することになる。 |

河合委員	プールを使用しない場合でも、水は張ったままになるのか。
教育総務課長	各学校には、水を抜いても構わないと指示をしている。学校の判断に任せている状況である。
向委員	4ページの勝川小学校の平面図を見ると、渡り廊下の手前に階段があり、車椅子単独では棟の行き来ができないということか。踊り場から踊り場につながっている感じがするので、上に行くにせよ下に行くにせよ階段があるのではないか。
学校教育課主幹（教）	1階は平坦になっている。
教育総務課長	遠回りをするようになるが、上下の移動はそれぞれの校舎のエレベーターを使うこととなる。
向委員	特別支援学級が2階に設置されているので、災害時などにエレベーターを使わないという原則で避難する場合にどうするのか。
河合委員	支援学級の隣の屋根のところに階段ができています。
向委員	<p>屋根に出て救助を待つのか。階段はあってもスロープにはなっていない。また、そもそも屋根への出入口がない。あくまでも特別支援学級のところにベランダが少しあるだけではないか。</p> <p>車椅子の児童が一人であれば、教職員みんなで降ろす訓練をしておけば良いかもしれないし、通常はエレベーターを使うということで良いのかもしれないが、バリアフリーを謳っているので、本来であれば車椅子のまま移動できるように造らなければならないと思う。</p>
教育総務課長	通常時にエレベーターが使えるということでバリアフリーとしている。
教育長	屋根までは出ることができるようになっているのではないか。

河合委員	廊下の端に屋根に出る扉がある。おそらく全てバリアフリーで屋根までは出ることができる。あとは、そこに駆けつけることができる大人が何人いるかの問題だと思う。
向委員	学校なので常に誰かはいると思う。
竹田委員	屋根から降りることはできるのか。
河合委員	階段があるので、階段からなんとか降りられるという感じではないか。
向委員	<p>改修前は、特別支援学級が1階にもあったので、肢体不自由の児童は1階の教室を使用していたのではないかと思う。</p> <p>教室の配置などについて、実際運用している学校の先生方の意見は入っているのか。</p>
教育総務課長	基本設計及び実施設計を進める段階で、校長先生や教頭先生も一緒に入って進めているので、事務局側で一方的に決めるということはない。
向委員	<p>改修前と改修後の平面図を見比べると、改修前は、外階段がなかったもので、新たに設置するということか。</p> <p>外階段は義務ではなくなり、逆に外階段がある方が防犯上危ないということで、なくしていったという話を聞いたが、これはあえて設置しているのか。</p>
教育総務課長 補佐	本館2階の特別支援学級の間には階段があるが、階段は建築基準法で堅穴区画といい、縦につながっているところなので防火戸を付けて区画する必要がある。階段に扉を付けることによって、東端の特別支援学級の児童が階段室を経由しないともう一つの西側の階段に行けない状況であり、二方向避難ができるよう経路を確保するため、屋根のところに階段を設置している。
向委員	このエリアがどれぐらい土地に余裕があるかだが、外階段をスロープにすれば避難経路は作れるということで良いか。

河合委員	3ページを見ると、屋根から降りてきた方向がフリースペースになっている。前回の設計の時は、ここは駐車場になっていたが、今回の資料では駐車場はなくなり、グラウンド横に新たに駐車場が増えているので、特別支援教室の近くはフリースペースになっているように思う。
向委員	どこまでバリアフリーを徹底するかという考え方だと思う。
教育長	外階段はそれほど広くないのではないかな。
教育総務課長 補佐	境界に近い場所でもあるため、法的に必要な幅としている。
向委員	別途、外に昇降機を設置してはどうか。また、渡り廊下の距離を少し延ばしてスロープにできないか。階段の段差がどのくらいあるかにもよると思うが、中間でつないでいるので1階分ではなく半階分しかないのではないかな。150センチほどであれば、距離を伸ばせばスロープにもできるのではないかなと思う。
河合委員	西部中学校について、メディアルームがなくなり多目的室になっているが、メディアルームは必要ないということか。
向委員	1人1台端末があるので大きいメディアルームは不要なのではないかな。また、多目的に含まれるということではないかな。
教育総務課長	構造的にできるのか、必要なのかなど先生方と繰り返し話し合っ て配置を決めているので、学校側も承知の内容となっている。
教育長	(4) 中部中学校リニューアル工事の工程について
教育総務課長	資料に基づき「中部中学校リニューアル工事の工程」について説明。 中部中学校については、令和7年5月の教育委員会定例会で、8年度に増築校舎、9年度に仮設校舎を整備する予定として、工事期間の変更を報告したが、工事を円滑に進めるために、増築校舎と仮

設校舎を合わせて、8年度から9年度にかけて整備する工程とする。増築校舎と仮設校舎の工事期間は、令和8年7月から9年8月で、9年度の2学期から使用開始を予定している。リニューアル工事は令和9年7月から12年3月を予定している。建物ごとの概ねの工事期間は記載のとおりで、増築校舎及び仮設校舎以外は、当初の計画を1年延期した内容で、工程に変更はない。この内容については、1月29日に開催予定の市議会福祉教育委員会において報告することとしている。

教育長

(5) 学校給食費の改定について

学校給食課長

資料に基づき「学校給食費の改定」について説明。

本市の学校給食における食材費については、令和7年度は1食当たり小学校305円、中学校は350円としている。しかしながら、令和8年度においても、米飯などの価格の上昇が見込まれており、学校給食として魅力ある多様な献立を維持するために、食材費を増額する必要がある。この食材費の増加に伴い、令和8年度の学校給食費については、食材費と同額の1食当たり小学校は335円、中学校は385円に改定する。

「1 食材費の推移と見込み」及び「2 学校給食費の推移」については記載のとおりである。「3 改定時期」については、令和8年4月1日とする。

なお、学校給食費に対する保護者負担額については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減において、小学校の学校給食に係る食材費の支援が行われる見込みであり、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるため、現在検討を行っているところである。本件については、1月29日の市議会福祉教育委員会において報告する予定である。

河合委員

実際に保護者がいくら払うかは、まだ未定なのか。

学校給食課長

3月議会で提案する予定である。

教育長

(6) (仮称) 下街道歴史ひろばの実施設計について

文化財課長

資料に基づき「(仮称)下街道歴史ひろばの実施設計」について説明。

下街道歴史ひろばについては、令和7年1月の教育委員会定例会で基本設計を説明したが、実施設計の概要がまとまったので報告する。

場所は、現在郷土館のある鳥居松町7丁目5番地の一部及び6番地2、面積は618平方メートルである。整備内容(1)説明看板の設置について、下街道の歴史や明治天皇の巡幸を伝える説明看板を設置する。また、看板には、さらに詳細な情報を得ることができるように、VR(仮想現実)を活用した情報などにリンクするQRコードを掲示する。(2)石碑や道標などの展示について、現在の郷土館にある道標や鳥居松にゆかりのある横井也有の句碑などを展示する。また、これまで上条城跡地にあった林金兵衛の石碑を設置する。

(3)オープンスペースの整備について、地域住民の日常的な活動やイベントの開催などの多目的な利用を想定し、ひろばの中心部にオープンスペースを設ける。なお、基本設計では、カラー舗装としていたが、石碑や道標との調和を図るため、土舗装に変更している。

(4)その他として、思いやり駐車場を含め2台分の駐車場、駐輪場、休憩用ベンチを備えた東屋、多目的トイレを整備する。なお、多目的トイレの屋根の素材については、歴史的な趣を加えるため、瓦屋根としている。スケジュールについては、令和8年5月から7月に郷土館の解体工事、8年8月から9年3月にひろばの整備工事を実施し、9年4月の供用開始を予定している。39ページは今説明した内容の設計図案となっている。なお、こちらの内容については、1月29日開催の市議会福祉教育委員会にて報告する予定である。

向委員

道標の配置の方針はあるのか。

文化財課長

道標の配置の方針について、現在のところ特に決まっていないが、地元の区長や商店街の方などのご意見を踏まえ検討している最中である。

向委員

一市民として見る時に、この下街道の歴史と一緒に春日井の街道の地図上に勝川から順に置いてあるとイメージしやすいと思う。

文化財課長

検討していく。

○参考資料について

教育長

3 議題（非公開）

(7) 令和8年度教職員定期人事異動について

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和8年2月25日

教育長 児島 靖

署名人 浅井 敦臣